

『東大和市第6次行政改革大綱』の 骨子（考え方・方向性）（案）

『東大和市第6次行政改革大綱』の骨子（考え方・方向性）（案）は、東大和市第6次行政改革大綱の考え方と方向性を示した大綱の骨子です。

パブリックコメント実施後、この内容に肉付けし「第6次行政改革大綱」を策定するとともに具体的な取組項目、取組内容、年次計画等を示した「第6次行政改革大綱推進計画」を策定し、令和4年度からこの計画に基づいて行政改革の取組を推進するものです。



東京
ゆったり日和
東やまと

令和3年6月
東大和市

はじめに

当市では、平成9年に「第1次行政改革大綱」を策定して以後、過去5次にわたって行政改革の推進に努め、社会状況に対応した改革課題に取り組んできました。

人口減少と高齢化が今後、益々進展していく中で、市を取り巻く環境は大きく変化していきます。市税収入の減や扶助費の増を始めとする新たな行政課題が見込まれる中、これらに対して実行力をもって対応していくことが必要になっています。

また、新型コロナウイルス感染症の流行によって、これまでの日常が大きく変化しました。引き続き、感染拡大防止の対策に取り組む必要があります。感染拡大に伴い、市税収入に不透明な要素がある一方で、非接触化など行政のデジタル化の機運を捉え、事務事業の効率化を進める機会でもあります。このような変化に対しても、適時的確に対応していく必要があります。

令和3年度に「第5次行政改革大綱」の取組期間が終了となりますが、「日本一子育てしやすいまち・シニアが活躍できるまち」など、優先する行政課題の解決に向け、その財源確保のためより一層の行政改革を推進する必要があります。

引き続き、効果的・効率的な行財政運営に努め、適正な歳入の確保と限られた財源の有効活用を図るため「東大和市第6次行政改革大綱」を策定します。

行政改革の基本的考え方

(1) 行政改革の意義と必要性

行政改革は、行政サービスの質の向上を目指し、最小の経費で最大の効果を挙げるため、事務事業の効率化、組織の簡素化、職員の定員や給与の適正化などの市の業務の進め方などを見直すものです。

社会情勢が大きく変化していく中で、市民サービスを向上させていくためには、市が経営的な視点を持ち、周辺環境の変化に応じた取組が必要となります。

行政改革は、このような変化に対応した取組を行い、持続可能な行財政運営を進めることにより、市民サービスの質の向上を目指すものです。

このような趣旨から、行政改革は、既成の概念にとらわれない柔軟な発想により、不断の取組として、推進していく必要があります。

(2) これまでの行政改革の取組

当市においては、平成9年7月に第1次行政改革大綱を策定以後、平成29年度から令和3年度までを計画期間とする第5次行政改革大綱に至るまで、行政改革に努め多岐にわたる改革課題に取り組んできました。

- ・第1次行政改革大綱 (平成9年度～平成13年度)
- ・第2次行政改革大綱 (平成14年度～平成18年度)
- ・集中改革プラン (平成17年度～平成21年度)
- ・第3次行政改革大綱 (平成19年度～平成23年度)
- ・第4次行政改革大綱 (平成24年度～平成28年度)
- ・第5次行政改革大綱 (平成29年度～令和3年度)

上記の主な取組として、組織の簡素化、給与の適正化、行政手続等の利便性向上、民間活力導入の推進、事務事業の見直し・合理化、歳入の確保、歳出の縮減に努めてきました。

第5次行政改革大綱推進計画の主な取組と成果は以下のとおりです。

市民本位の行政サービスの推進

- ・クレジットカードによる市税納付の開始
- ・学童保育所育成料等のペイジー口座振替サービスの開始
- ・後期高齢者医療保険料、介護保険料のコンビニエンスストア納付の開始
- ・市役所1階入口ホールの庁舎案内板に多言語（日本語、英語、中国語）の表記を追加
- ・市報のカラー化を実施

市民参加・協働推進のための環境整備

- ・「市長と語ろう会」（タウンミーティング）の継続実施
- ・市民協働による東大和元気ゆうゆう体操の普及啓発活動の実施
- ・子育てアプリ検証のためのワークショップを実施
- ・次期総合計画の策定に向け、アンケート調査及び市民ワークショップを実施

効果的・効率的な組織の整備と人材育成

- ・ 職員の適正な定員管理の実施
- ・ 職員の人事評価結果に基づく昇給及び昇任の実施
- ・ 全職員を対象に勤勉手当に人事評価結果を反映

持続可能な自治体経営のための行財政運営

- ・ 使用料・手数料等の見直し(戸籍住民手数料等及びプラネタリウム観覧料の改定)
- ・ 新学校給食センターの稼働に合わせ、調理業務、配膳業務を民間事業者へ委託
- ・ 市民部窓口業務等を民間事業者へ委託
- ・ 学童保育所の運営業務を民間事業者へ委託

(3) 行政改革大綱の位置づけと構成

① 位置付け

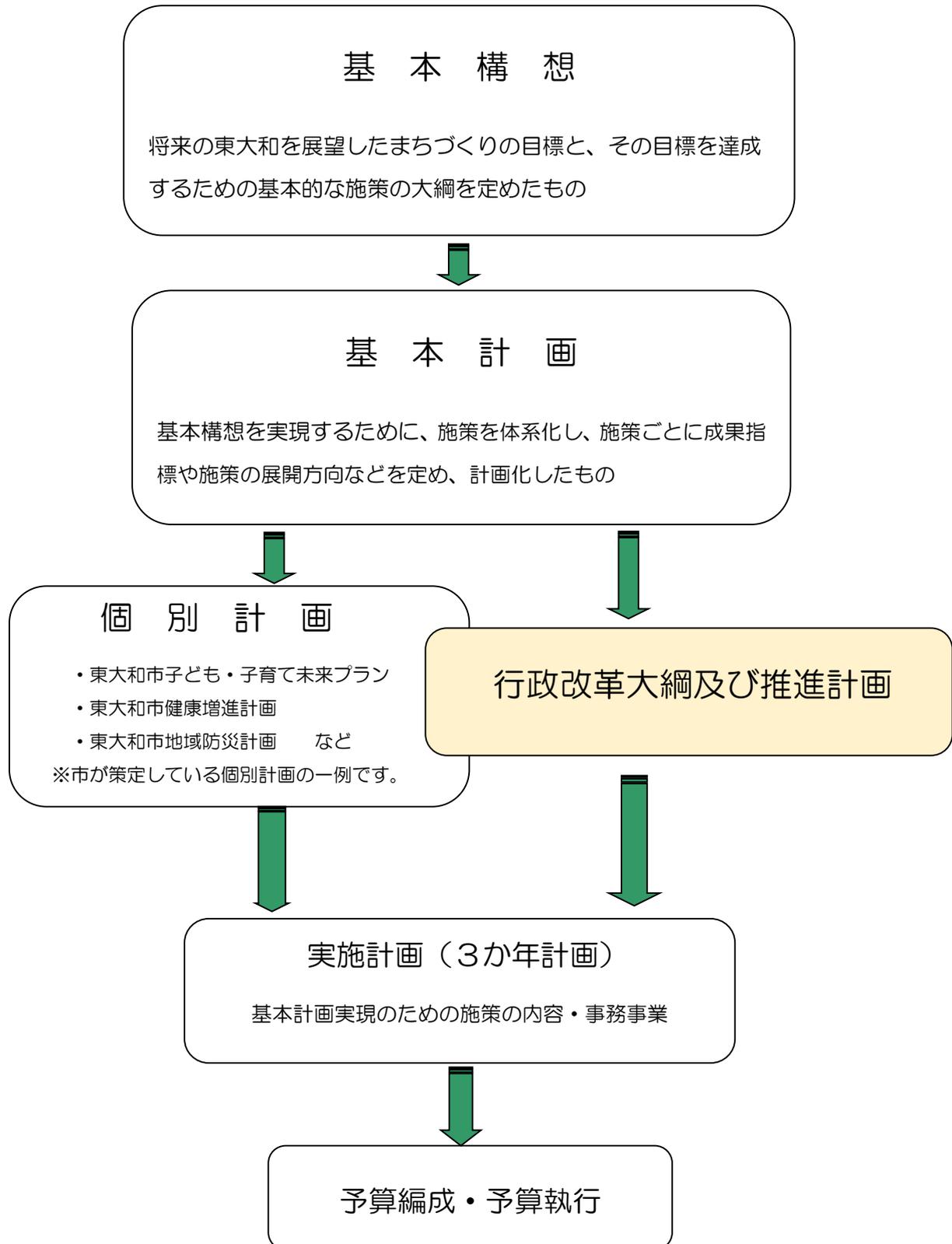
ア 第5次行政改革大綱は、令和3年度に計画期間が終了することから、同大綱の成果を踏まえ、達成状況を把握します。その上で、継続した計画として、令和4年度以降に取り組むべき基本目標、改革課題を整理し、第6次行政改革大綱を策定します。

イ 第5次行政改革大綱は、上位計画である第四次基本計画の「第3編 適正な行財政運営の実現」の推進に必要なものと位置付け策定しました。第6次行政改革大綱も策定中の次期基本計画(令和4年度～令和13年度)と整合を図り、適正な行財政運営の実現に必要なものとして位置付けます。

② 構成

行政改革の概要や基本目標及び改革課題を示す「大綱」と改革課題を解決するための「推進計画」で構成します。また、定員適正化計画及び財政健全化計画を一体のものとして策定します。

行政改革大綱の位置付け



行政改革の推進方針

(1) 行政改革推進の基本目標

当市では、財政状況が厳しい中、市民サービスの向上や市民協働、財政健全化等に関することを基本目標に掲げ、行政改革の推進に努めてきました。第6次行政改革大綱では、人口減少や高齢化の進展による市を取り巻く環境が変化する中で、市民サービスを最適化し、市税収入の減や扶助費の増を始めとする新たな行政課題に対応するための事業の見直し、「新しい生活様式(人々の働き方・暮らし方)」の定着に伴う、非接触化を始めとした行政のデジタル化等による業務の効率化、更なる市民協働の推進に努めます。

また、複雑・多様化する新たな行政課題に柔軟に対応できる組織の整備と人材の育成や第三次基本構想で掲げた将来都市像である『水と緑と笑顔が輝くまち 東大和』の実現に向けて、持続可能な行財政運営基盤の確立を目指します。

以上のことから、次の4つを第6次行政改革大綱の基本目標とします。

<基本目標>

- ① 市民サービスの最適化
- ② 市民と行政の協働による市政運営
- ③ 組織力の向上と人材育成
- ④ 持続可能な自治体経営

(2) 行政改革における改革課題

基本目標を達成するため、行政の第一義的な課題である市民サービスの質の向上を目指し、社会構造や環境の変化により生じる新たな行政課題に対応する必要があります。

地域の課題解決に向け、市民と行政が協働して市政運営することが必要となります。

「新しい生活様式(人々の働き方・暮らし方)」の定着に伴う市民生活や社会状況が変化する中、新たな行政課題に財源を充当しつつ、将来に負担を残さない安定した行財政運営、より一層の経営的視点による行政改革の推進に努めます。

また、限られた財源や人的資源(職員)の中で新たな行政課題に対応するためには次のような取組が必要となります。

- ・柔軟に対応できる組織の整備
- ・業務量の増減に応じた適正な職員配置や人材の育成
- ・市税収入などの歳入減や社会保障関係経費、公共施設の老朽化対策関係経費等の歳出増に応じた事務事業の見直し
- ・費用対効果の検証による見直し
- ・民間活力導入の推進、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設等の最適化や予算の平準化など。

以上のことから、基本目標達成のための取組の内容を踏まえ、次の4つを第6次行政改革大綱の改革課題とします。

<改革課題>

- ① 時代に即した市民サービスの提供
- ② 市民参加・協働推進のための環境づくり
- ③ 機動的な組織の整備と人を育てる環境づくり
- ④ 安定した行財政運営の確立

(3) 計画期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

(4) 進行管理

5年間の取組目標として、推進計画を策定し、計画的に進行管理を行います。
進捗状況について、取組の翌年度に個別の取組項目について内容をとりまとめ、改革の成果や効果を把握し、次年度以降の取組に反映します。
また、市報や市公式ホームページで取組の成果を公表します。

行政改革の具体的取組

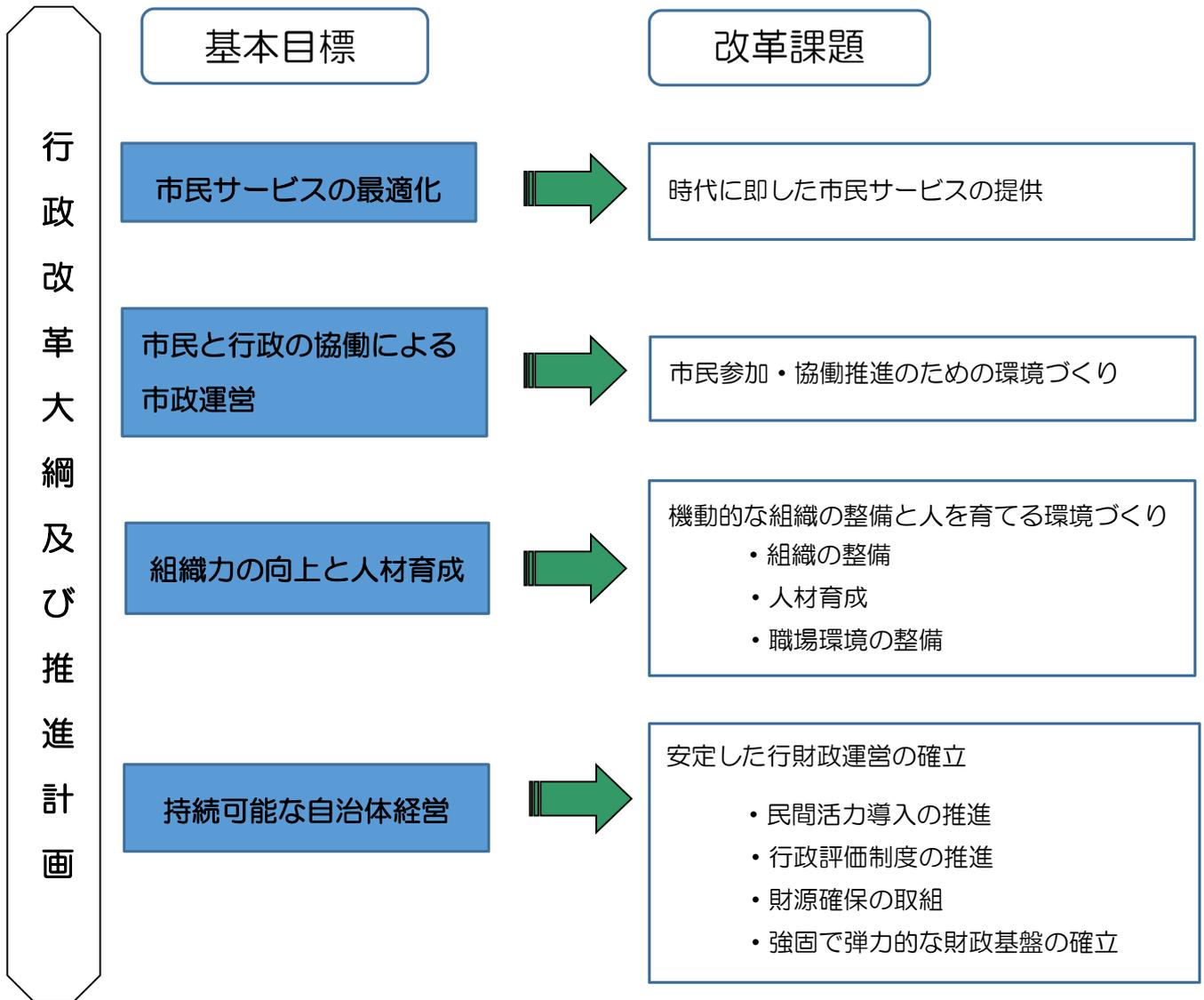
基本目標達成のための改革課題を解決するために、第6次行政改革においては、次の項目について具体的な達成目標を推進計画に設定して取り組みます。

また、令和2年度に市の業務量等を勤務時間数などを用いて可視化した「業務分析」を行いました。この結果を踏まえた取組を行います。

- (1) 時代に即した市民サービスの提供
- (2) 市民参加・協働推進のための環境づくり
- (3) 機動的な組織の整備と人を育てる環境づくり
 - ① 組織の整備
 - ② 人材育成
 - ③ 職場環境の整備
- (4) 安定した行財政運営の確立
 - ① 民間活力導入の推進
 - ② 行政評価制度の推進
 - ③ 財源確保の取組
 - ④ 強固で弾力的な財政基盤の確立

※ 左記の内容について、今後検討する行政改革大綱推進計画の中で、具体的な取組項目・取組内容・年次計画をお示します。

行政改革大綱体系図



SDGs（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組等について

SDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）は平成27年（2015年）9月に国連サミットで採択された、国際目標です。令和12年（2030年）を目標年限とし、「地球上の誰一人として取り残さない」持続可能な社会の実現に向けて、国際社会全体で取り組むこととされています。

SDGsで掲げられている17のゴール（意欲目標）は地方自治体の取組と密接な関係があり、地方自治体の取組そのものがSDGsの達成につながるものであると考えています。

当市では、第6次行政改革大綱の上位計画となる、令和4年度を初年度とする第五次基本計画を策定するに当たり、市の施策とSDGsのゴールとの関連性を整理するなどSDGsの要素を反映することについて検討しています。

SDGsの理念を理解し、持続可能な行財政運営の実現に向けて取り組んでいくことが必要です。



『東大和市第6次行政改革大綱』の骨子（考え方・方向性）（案）

令和3年6月

編集・発行 東大和市 企画財政部 企画課

東大和市中心3丁目930番地

電話 042(563)2111 内線1441